

お知らせ 各種相談

児童手当 現況届の提出 6月中に提出してください

児童手当を受給されている方に「現況届」を送付します。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届を提出されない場合は、令和3年6月分(令和3年10月支払い分)以降の手当の支給が停止されます。また、そのまま2年が経過すると、時効となり受給権がなくなりますので、ご注意ください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9156

介護保険利用者負担限度額 認定証等の更新について

介護保険を利用して、介護保険施設などへ入所や短期入所した場合に、食費・居住費が負担軽減される認定証等の有効期限は7月31日です。更新希望の方は6月30日(水)までに申請してください。なお、非課税年金(遺族年金・障がい年金)を受給されている方は、年金収入額と基礎年金番号の申告が必要となりますので、年金振込通知書等の写しを添付し申請してください。

問合せ 保健福祉課 ☎ 6977-9859

令和3年度市民税・府民税納税通知書を送付します

6月上旬から納税通知書を送付します。申告期限の延長に伴い、3月16日(火)以降に所得税または個人市・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れる場合がありますのでご了承願います。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による場合を含め、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の合計所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当し、納付が困難である場合は、申請により減額・免除されることがありますので、納期限(第1期分の納期限は6月30日(水))までに、令和3年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所へご相談ください。個人市・府民税の制度や減額・免除の制度の詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。また、スマートフォン決済、クレジットカードによる納付も可能です。詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

大阪市 市税 納付

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ
個人市民税担当
☎ 4397-2953 FAX 4397-2829
※問合せ可能日、可能時間
(平日9:00~17:30、金曜日9:00~19:00)

区役所で教科書(見本)を展示します

保護者や市民の皆さんに閲覧する機会を確保することにより教科書への理解を深めていただけるように、東成区役所内において現在小中学校で使用している教科書(見本)を展示します。

期間 6月1日(火)~6月30日(水)
9:00~17:30(土・日を除く)

場所 区役所4階 市民協働課

問合せ 大阪市教育委員会事務局指導部
初等・中学校教育担当 ☎ 6208-9186

令和3年度国民健康保険料について

●保険料の決定
令和3年度(令和3年4月から令和4年3月)国民健康保険料の決定通知書を、6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは区役所へお問い合わせください。令和3年度の国民健康保険料は次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和3年度国民健康保険料(年額)		
	医療分保険料	後期高齢者 支援金分保険料	介護分保険料※
平等割保険料 (世帯あたり)	27,807円	9,508円	2,509円
均等割保険料 (被保険者 あたり)	被保険者数 ×25,273円	被保険者数 ×8,642円	介護保険第2号 被保険者数 ×14,612円
所得割 保険料	被保険者(介護分保険料は介護保険 第2号被保険者)ごとに昨年中総所得 金額-43万円		
	8.22%	2.90%	2.60%
最高 限度額	63万円	19万円	17万円

※介護分保険料は、被保険者の中に40歳~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がおられる世帯のみにかかります。

●保険料の改定
平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担うこととし、制度の安定化が図られました。被保険者間の負担の公平性の観点から、大阪府内の市町村にお住まいで、「同じ所得、同じ世帯構成」であれば、「同じ保険料額」となるよう、令和6年度には「府内統一保険料率」とします。令和元年度には、大阪府の保険料算定において大幅な保険料率改定が必要となり、一般会計からの繰入により激変緩和措置を講じ保険料負担の抑制を図ったところですが、令和6年度の統一保険料率に向けて、段階的に激変緩和措置を解消していくこととしています。

問合せ 窓口サービス課 ☎ 6977-9956

「令和3年経済センサス-活動調査」の回答期限は6月8日(火)まで

事業所及び企業を対象として、6月1日現在で「令和3年経済センサス-活動調査」を全国一斉に実施しています。経済センサス-活動調査は、法律で回答が義務付けられています。回答方法は、インターネットによる方法のほか、ご記入いただいた紙の調査票を後日調査員にお渡しいただく方法等があります。インターネット回答なら皆様のご都合にあわせて、入力・中断・保存・送信が24時間いつでも可能です。安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください!

問合せ 総務課
☎ 6977-9848



東成区役所での各種無料相談(6月1日~7月10日)
※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を防ぐため、中止となる可能性があります。

対 象 大阪市民の方

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	6月 3日、10日、17日、24日 7月 1日、8日 すべて木曜 13:00~17:00	事前予約 開催日の前開庁日の12:00から予約受付専用電話で受付。定員に達し次第受付終了。 申 込 予約受付専用電話 ☎6977-9040 問合せ 総務課 ☎6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	6月 27日(日) 9:30~12:30	事前予約 区役所3階総務課または電話で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	6月 18日(金) 13:00~15:00	事前予約 6月11日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	6月 2日(水) 7月 7日(水) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所3階総務課で受付。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
不動産相談	6月 11日(金)、25日(金) 7月 9日(金) 13:00~16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	6月 16日(水) 13:00~16:00	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 ☎6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15~17:30	事前予約 保健福祉課 ☎6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜~金曜(祝日除く)9:00~17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口 ☎6977-9126
専門相談員による人権相談	専門相談員が電話、FAX、電子メール、面談で相談をお受けします。区役所での相談を希望される方は電話、FAXで事前にお申し込みください。	申 込 大阪市人権啓発・相談センター ☎6532-7830 FAX6531-0666 メール 7830@osaka-jinken.net 月~金 9:00~21:00 日・祝 9:00~17:30
花と緑の相談 ※中止の場合があります。	6月 9日(水) 14:00~15:30	区役所地下会議室で開催。 問合せ 真田山公園事務所 ☎6761-1770
障がいのいろいろ相談会	6月 11日(金) 13:00~15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 ☎6977-9857

※ごみの啓発・相談コーナーは、新型コロナウイルスの拡大防止のため、中止とさせていただきます。